

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 1 月26日

【会社名】 株式会社新日本建物

【英訳名】 SHIN-NIHON TATEMONO CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼社長執行役員  
近藤 学

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿四丁目 3 番17号

【電話番号】 03-5962-0775 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 管理本部長兼財務経理部長  
茂木 敬裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿四丁目 3 番17号

【電話番号】 03-5962-0775 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 管理本部長兼財務経理部長  
茂木 敬裕

【縦覧に供する場所】 株式会社新日本建物横浜支店  
(神奈川県横浜市神奈川区台町 8 番地14)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年1月25日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年1月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式会社タスキとの株式移転計画承認の件

当社と株式会社タスキが、共同株式移転の方法により2024年4月1日をもって両社の完全親会社となる「株式会社タスキホールディングス」を設立することに関する株式移転計画について承認を求めるものであります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第14条を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式会社タスキとの株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに2024年3月31日（日曜日）の前日までに本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年3月31日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式会社タスキとの 株式移転計画承認の 件	111,991	2,171	0	(注)	可決 96.92
第2号議案 定款一部変更の件	112,752	2,148	0	(注)	可決 96.96

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上